

佐賀県農地災害復旧事業実施要領

昭和48年1月20日土 - 第119号

佐賀県農林部長

(趣 旨)

第1条 農地災害復旧事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)で定められたもののほか、事業の実施については、この要領で定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 要綱第1条に定められた趣旨にもとづく適用範囲は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(以下「暫定法」という。)の規定に基づいて行う農地の災害復旧事業で単位当り限度額を越えて復旧するもののうち、次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 人家2戸以上に直接被害を与え、または与えると認められるもの
- (2) 鉄道・道路・河川施設もしくはその付帯施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- (3) 官公署・学校・病院などの公共施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- (4) 重要な農業用施設に直接被害を与え、または与えると認められるもの
- (5) 農地2ha以上に直接被害を与え、または与えると認められるもの
- (6) 上記各号の1に準ずるもので特に知事が必要と認めるもの

(適用除外)

第3条 第2条の規定による適用地区であっても、国で実施される災害査定時に補助対象外事業費として決定されたもの以外については適用しない。

(事業費の範囲)

第4条 事業費の内容については「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」によるものとし、積算については「災害査定設計標準歩掛表」によるものとする。

(事業の採択等の手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、事業の施行する年度の前年度の8月末日までに事業補助計画概要書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず災害が発生したときは、そのつど提出するものとする。

3 第1項の事業補助計画概要書の地区別の金額の変更を生ずるときは変更計画概要書(変更前を赤字で記入すること。)を提出すること。

(事業費の決定)

第6条 知事は、前条の規定により事業補助計画概要書を受理したときは審査を行い、当該事業費を決定し、その旨を市町村長に通知する。

附 則

この要領は、昭和47年4月1日以降発生災害に係る補助金から適用する。

様式第 1 号

昭和 年度農地災害復旧事業補助計画概要書

番 号
年 月 日

佐賀県知事 殿

市町村長 氏 名 ㊟

昭和 年度農地災害復旧事業の補助計画について関係書類を添えて提出します。

記

- | | | |
|-----------------|------|----------------|
| (1) 事業計画総括表 | 提出部数 | 3 部（別記様式第 2 号） |
| (2) 災害復旧事業実施設計書 | ” | ” |
| (3) 添 付 書 類 | ” | ” |

様式第 2 号

昭和 年度農地災害復旧事業計画総括表

災害名

市町村名

地区名	番号	年 災 別	所在地				地区 番号	工 種	事業 費	反位 限度 額	申請 額	受益区分		
			市 郡	町 村	字	地 番						戸 数	受益 施設	関係 者

- (注) 1. 地区名は災害復旧事業実施設計書の地区名と同一とする。
2. 番号は市町村の一連番号とする。
3. 地区番号・工種・事業費・反位限度額は災害復旧事業実施設計書と同一とする。
4. 申請額は（事業費－反位限度額）とする。
5. 受益区分は被害を受ける家または公共施設を対象とする。

(3) 添 付 書 類

1. 位 置 図

市町村管内図又は5万分の1以上の縮尺の大きい地形図

2. 崩壊状況写真

ア 崩壊の状況と工種の選択配置

イ 崩壊の状況と保全対象との関連

以上について十分判断できるものであること。